二二の一〇、豊根村上黒川字川合向三、四の一、字堀田沢二、三、三の一、四の一、四の三、字境ノ沢一一の一、一一の三、一一の七から一一の九まで、字二ツ柳一三の一、字保木一の一、一の一の甲、一の一の甲の一、一の二から一の八まで、二の一、字東宇連三六の二、四一の一四から四一の一六まで、字貝込二六、坂字場字猪古里四三の一二、字嶺二三の八、二三の九、二三の一四、二四の九、二四の一〇、二四の四三から二四の四五まで、二四の四七、二七の一六、二七の一八の一、二七の二〇、字萩太郎九の八（次の図に示す部分に限る。）、九の一六、字五六助一六、一六の三、一六の九、字猪古里洞八の六、八の三〇、八の一六六、字葦ノ平一の七四から一の七六まで・一の七八（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一の六八、一の七七、東栄町大字御園字久保三七、一五五の三、一五六、一五八、一六〇、一六一、一六二の二、一六二の三、一六三から一六五まで、一六五の一から一六五の四まで、一六六の二、字真地沢一の一、一の八、大字足込字東川合四〇、字中林一七の七、一七の八、一九の四、二〇の一、二〇の二、二一の一、二一の二、二三から二五まで、二六の六から二六の一〇まで、字反沢三の一、三の三、四、五の一、五の三、六、七、大字三輪字上深谷一三八、一四一、一四二、一四三の二、一五七、一五九、字上奈根七六から七九まで

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十二月十日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山口県山口市徳地三谷字平原二八、字橋ケ谷五三、字家成迫七一、字大浴八七、字海老根一三四から一三八まで、一三七第一、二七第二、一三九の一から一三九の四まで、一四〇、字別当下一四七、一四八の一、一四八の二、一四九、一五〇、字別当上一五一の一、字柳谷一七九、字大滝二〇八の一、字丸淵上二二二の一、二二二の二、字丸淵下二三三の一（次の図に示す部分に限る。）、二三三の二、字丸淵二三四、字狼岩二二九の一、字萩尾二二九の二、二二九の四、字国木原二二九の三、字西ケ迫二八九の一（次の図に示す部分に限る。）、字巣垣陰三〇〇から三〇八まで、三一〇から三一二まで、字道谷日平三三四、字道谷陰三四三の一、字宮カ迫陰三八六から三八八まで、字宮ケ迫日平三八九、三九〇、三九二の一、字宮ケ迫三九一、字金ケ谷四二三の二、字船谷陰五二三の四、字足谷陰六三〇の一（次の図に示す部分に限る。）、字足谷六三一の二、字足谷日平六三二の二、字古屋敷七六八、字西七八一、字河原ケ迫八〇〇、字芝八一〇、字峠根日平八一八、字峠根陰八一九の一、字松ケ原八六九、字河原畠八七七、字道祖ケ原八八六、字林八九八の一、字大羽高陰九二六から九二八まで、字台道向一〇一四、字鳥帽子岩一〇二三、字御所ケ谷一一五九の三、字笹ケ谷一一六八・字袈裟岩向一一九四・一一九五の一・字呼岩向一二〇一・一二〇二・字中河内一二三九・一二四〇の一・字九鬼陰一二五二の一・一二五二の二（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、字藤ケ谷陰一二七〇の一、一二七〇の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び山口市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百五十九号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十七年十二月十日

経済産業大臣　林　幹雄

名称	住所	保安検査を行う事業所の名称及び所在地	指定の区分	指定する地域	指定年月日
株式会社コバヨウ	新潟県新潟市東区宝町一番二十三号	株式会社コバヨウ新潟県新潟市東区宝町一番二十三号 株式会社コバヨウ検査工事部　新潟県新潟市北区新崎二百九十三番の二	液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する同令第七十七条第二項から第四項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定	宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、富山県、石川県、長野県	平成二十七年十一月十一日

○経済産業省告示第二百六十号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第三十二条の規定に基づき、認証の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第六十八条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十七年十二月十日

経済産業大臣　林　幹雄

一　登録認証機関の名称　一般財団法人日本塗料検査協会

二　変更しようとする事務所の名称　一般財団法人日本塗料検査協会　西支部

三　変更事項

事項	変更前	変更後
所在地	大阪府寝屋川市成田町2番3号	3　大阪府枚方市長尾谷町1丁目20番

○国土交通省告示第千百七十六号

福江空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　長崎県　長崎県長崎市江戸町二番十三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　福江空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　福江空港内及びその周辺　長崎県五島市